

家畜遠隔流通体制転換実証事業に係る公募要領

第1 総則

家畜遠隔流通体制転換実証事業（以下「本事業」という。）に係る公募については、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容

本事業の取組内容、事業実施主体等は、別記に定めるところとする。

第3 事業実施期間

事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和7年3月31日までとする。

第4 成果目標

成果目標の内容及び成果目標の目標年度は、別記に定めるところによるものとする。

第5 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本事業の実施に直接必要な経費のうち、別記の別表に定める経費とする。

2 次の経費は、補助の対象とはならない。

- (1) 応募主体が自己資金若しくは他の助成により実施中であり、又は既に完了している事業に係る経費
- (2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業に係る経費
- (3) 既存の機器・設備の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新に係る経費
- (4) 機器・設備の導入に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費
- (5) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

第6 補助率

補助率は、定額または1／2以内とする。

第7 申請書類の提出

応募主体は、第1号の表に掲げる申請書類（以下「申請書類」という。）を別紙の提出先へ提出するものとする。

1 申請書類

申 請 書 類	提出部数
申請書類チェックシート	1 部
応募申請書（様式 1）	1 部
事業実施体制（様式 2）	1 部
確認項目チェックシート（様式 3）	1 部
事業実施計画書（様式 4）	1 部
事業実施計画書添付資料	1 部
定款、規約等	1 部
直近の事業（業務）報告書及び計画書 又は直近 2 期の貸借対照表対照表の写し・損益計算書の写し	1 部
事業対象畜種の年間輸送見込み頭羽数が確認できる資料 及び受益者の数が確認できる資料	1 部

2 提出期間

令和 6 年 8 月 1 日（木曜日）～ 8 月 16 日（金曜日）午後 5 時まで（必着）

3 問合せ先・提出先

問合せ先・提出先は、別紙のとおりとする。

ただし、問合せについては、平日の午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間受け付けるものとする。

4 申請書類の提出に当たっての留意事項

- (1) 申請書類の提出は、原則として郵送、電子メール又は宅配便（バイク便を含む。）によるものとし、やむを得ない場合には、持参も可能とするが、FAX による提出は受け付けない。
- (2) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、配達記録等、配達されたことが証明できる方法によることとし、申請書類を 1 つの封筒に入れ、「家畜遠隔流通体制転換実証事業申請書類」と表に朱書きをして提出すること。また、余裕を持って投かんするなど、提出期間内に必着すること。
- (3) 申請書類を電子メールにより提出する場合は、メールの件名を「家畜遠隔流通体制転換実証事業の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載すること。なお、添付するファイルは圧縮せずに、1 メール当た

り7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募者名を「応募者名・その○（○は連番）」と記載すること。また、電子メール送信後に問い合わせ先に連絡し、着信している事を必ず確認すること。

- (4) 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、不備等のないように作成すること。
- (5) 申請書類の差替えは、原則として不可とする。
- (6) 事業実施計画書等は、パソコンのワープロソフトを用いて作成すること。

第8 申請書類等の審査

1 審査の方法

選定に当たっては、農林水産省地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）の事業担当課において応募の要件（応募主体の要件、採択要件、補助対象経費等をいい、以下「応募要件」という。）に該当すること及び事業実施計画書等の内容を確認した後、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査するものとする。

審査委員会においては、審査基準等に基づき、応募主体から提出された申請書類の審査を行い、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定する。

審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。

なお、審査の経過は応募主体に通知しないものとし、問合せにも応じないものとする。

2 審査の手続

審査は、以下の手続により実施するものとする。

- (1) 提出された申請書類は、地方農政局等の事業担当課において応募要件に該当すること及び事業実施計画書等の内容を確認するものとする。

応募要件を満たしていないものについては、審査の対象から除外するものとする。
- (2) 審査委員会による審査は、第3号に定める審査の観点に基づき行うこととし、必要に応じて、応募主体に対するヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うことができるものとする。
- (3) (2)の結果を踏まえ、補助金交付候補者を選定するものとする。

3 審査の観点

事業実施計画の妥当性、事業の効果、申請経費の妥当性及び応募主体の適格性の観点から審査を行うものとする。

なお、過去3か年に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しがある、又はみどりの食料システム戦略に掲げる取組を実施している応募主体については、この旨を審査に反映する。

4 審査結果の通知等

審査委員会による審査の結果（採択又は不採択）については、審査終了後速やかに、申請を受けた地方農政局長等から応募主体に対して通知するものとする。

なお、補助金の交付は、家畜遠隔流通体制転換実証事業補助金等交付等要綱（以下「要綱」という。）に基づき、必要な手続を行うものとする。

第9 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、地方農政局長等の指示に従い速やかに、要綱及び家畜遠隔流通体制転換実証事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている事業実施計画書等及び交付申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。地方農政局等の事業担当課において申請書等を審査した後、問題がなければ、地方農政局長等は、交付決定通知の発出を行うものとする。

なお、申請書等の内容については、第8の申請書類等の審査の結果を踏まえて修正を依頼する場合がある。

第10 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導できるものとする。

第11 採択後の事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとする。

1 事業の推進

事業実施主体は、要綱及び要領を遵守し、本事業の実施上のマネジメント、本事業の成果の公表等、本事業の推進全般に関する責任を持たなければならないものとする。

特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て事業実施主体の下で一括して行うものとする。

2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとする。

- (1) 本補助金は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）が適用されるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めるものとする。
また、過剰と見られるような機器・設備の導入を排除し、徹底した事業費の低減

が図られるよう努めるものとする。

- (3) 補助金の交付を受けた事業実施主体は、補助金に係る経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等）を当該事業実施主体の会計部局等において実施するものとする。

なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部局等に補助金の経理管理を実施させることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認めた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、定期的に公認会計士又は税理士に経理状況の確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとする。

3 フォローアップ

事業実施期間中、地方農政局等の事業担当課によるフォローアップを実施し、所期の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、本事業の実施上必要な指導・助言等を行うとともに、本事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行うものとする。

事業実施主体は、要綱に基づき、年度途中における本事業の遂行状況について報告するものとする。

4 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の所有権は、事業実施主体又は当該財産を事業実施主体に対しリースするリース事業者に帰属するものとする。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があるものとする。

- (1) 取得財産等については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないものとする。
- (2) 取得財産等のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産について、交付規則第5条に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

なお、承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(別記)

家畜遠隔流通体制転換実証事業

第1 事業の概要

本事業は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)に基づき2024年度から適用されるトラックドライバーの時間外労働の上限規制等へ対応し、生体家畜のアニマルウェルフェアに配慮した持続可能な長距離輸送・広域流通体制の確立を図るため、家畜の移出入を行う産地や生体家畜の輸送業者等が一体となり、次の各号に掲げる生体家畜の流通体制の転換に向けた実証的取組を支援するものとする。

(1) 海上・鉄道輸送の活用の実証

陸上輸送と海上又は鉄道輸送の組合せによる流通体制の転換について実証するための機器・設備の導入、流通モデル構築のための検討会、調査、試験等の実施

(2) 中継拠点を活用したリレー輸送等の実証

中継拠点を活用し、効率的なリレー輸送を実現するための機器・設備の導入、中継拠点等の運営、家畜専用トレーラー(荷台)の開発・導入、流通モデル構築のための検討会、調査、試験等の実施

第2 事業実施主体

事業実施主体は、次の各号のとおりとする。

(1) 家畜遠隔流通体制転換実証コンソーシアム

畜産農家等(家畜の移出入を行う産地において畜産を営む者又は農業者の組織する団体で代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。)が中心となり、貨物運送事業者(生体家畜の輸送をする貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者又は港湾運送事業者をいう。以下同じ。)等の生体家畜の流通に係る関係者との間で組織するコンソーシアムであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約(以下「コンソーシアム規約」という。)を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

イ コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

ウ コンソーシアム規約において、事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

(2) 農業協同組合

(3) 農業協同組合連合会

(4) 農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規

約の定めがある団体等をいう。)

(5) 事業協同組合

(6) 事業協同組合連合会

- 2 事業実施主体又はその構成員である法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)
が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
第2条第2号に規定する暴力団をいう。)でないこと及び法人等の役員等(個人であ
る場合はその者、法人である場合は役員又は営業所(常時契約を締結する事務所をい
う。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与して
いる者をいう。)が暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

第3 事業の実施基準等

次の各号に掲げる経費は、補助の対象外とする。

- (1) 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により実施中であり、又は既に完了し
ている事業に係る経費
(2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業に
係る経費
(3) 既存の機器・設備の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新
に係る経費
(4) 機器・設備の導入に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費
(5) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

- 2 補助の対象とする機器・設備は、原則として、新品又は新設のものとする。なお、
事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合
については、既存の機器・設備及び資材の有効利用等を行うことができるものとする。
3 補助対象経費の額は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により
算定するものとし、導入する機器・設備の規模や能力については、それぞれの事業目
的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55
年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、
食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19
日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知)によるものとする。

- 4 導入する機器・設備の能力及び規模は、取り扱う生体家畜の頭数や産地の出荷計画
等を勘案するとともに、過剰な投資とならないよう、適切に決定するものとする。さ
らに、コストの低減を図る観点から、機器・設備の利用を十分推進し、効率的な流通
体制の確立に資するよう配慮するものとする。
5 機器・設備の導入に当たっては、当該機器・設備の希望小売価格を確認するととも
に、要綱第13に基づき行うこととする。ただし、一般の競争に付することが困難又は
不適當である場合には、その理由を明確にするとともに、随意契約による場合であっ
ても三者以上の業者から見積もりを提出させること等により事業費の低減を図るもの
とする。なお、機器・設備の特殊性等により三者以上の業者から見積もりを提出させ
ること等が困難な場合はこの限りでない。

- 6 事業実施主体は、本事業により導入した機器・設備を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、又は当該機器・設備の性質に応じてリース事業者等との保守契約を締結する等、その設置目的に即した運用を図ることで適正に管理するものとする。また、導入した機器・設備の管理は、原則として事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が機器・設備の管理運営を直接行いがたい場合には、原則として、事業実施地域に係る団体であって、導入の目的が確保される場合に限り、地方農政局長等が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。
- 7 機器・設備の利用料金を設定する場合は、原則として機器・設備の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

第4 採択要件

本事業の採択要件は、事業実施計画が本事業の目的に照らし適切であり、本事業の確実な遂行が可能であること及び事業実施計画において本事業の趣旨・目的に沿った具体的な取組が記載されていることとする。

第5 成果目標及び目標年度

本事業の成果報告及び成果目標並びに目標年度は以下のとおりとする。

(1) 成果報告及び成果目標

事業実施主体は、目標年度に取組の実証内容や成果について成果報告書（A4サイズ・10～50ページ程度）を提出するものとし、第2第2号の実証は、これに加え、第10の事業実施計画において、当該実証の輸送事業成果を適正に把握、検証できるように十分考慮して定量的な成果目標を設定するものとする。

なお、成果報告書は個人情報などを除き、原則として公開する。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、第2第1号の実証は事業完了年度の翌年度とし、第2第2号の実証は事業完了年度の3年後とする。

第6 リース事業者を活用する場合の取扱い

1 貸付期間

貸付対象機器・設備の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

(1) 貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を事業実施主体に移転する場合

貸付対象機器・設備の貸付期間は、法定耐用年数までの範囲内で、リース事業者が貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を事業実施主体に移転することを前提に、事業実施主体とリース事業者との協議により別途定めるものとする。

(2) 貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を移転しない場合

貸付対象機器・設備の貸付期間は、事業実施計画に基づき、本事業の趣旨・目的に沿った実証の取組期間とする。

2 貸付期間終了後の貸付対象機器・設備の所有権の移転

リース事業者は、前項第1号に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機器・設備に係る貸付期間が終了したときは、当該

譲渡額により事業実施主体に当該機器・設備の所有権を移転することができるものとする。

3 途中解約の禁止

事業実施主体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解除する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として事業実施主体がリース事業者に支払うものとする。

4 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、付加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、付加貸付料等については次のとおりとする。

(1) 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象機器・設備の取得価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機器・設備の貸付期間で除して得た額とする。

(2) 付加貸付料等

付加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、付加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象機器・設備の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

5 契約書類の提出

(1) リース事業者は、リース契約の内容に、貸付対象機器・設備の取得価格及び補助金額並びに本事業により導入した財産の管理、財産の処分の制限、補助金の経理等について要綱に準じて取り扱う旨を明記するものとする。

(2) 事業実施主体は、リース事業者とリース契約を締結した場合は、速やかにその契約に係る書類の写しを地方農政局長等宛に提出するものとする。

別表 1

事業の内容	補助対象経費	補助率
1 海上・鉄道輸送の活用の実証 陸上輸送と海上又は鉄道輸送の組合せによる流通体制の転換について実証するための機器・設備の導入、流通モデル構築のための検討会・調査・試験等の実施	1 コンソーシアムの設立及び運営を行うために直接必要な経費のうち、別表 2 に該当するものであって、事業の対象として明確に区分ができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表 2 の費目ごとに区分整理する。	定額
	2 会議等の開催に直接必要な会場借用料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等のうち、事業の対象として明確に区分ができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表 2 に準ずる費目ごとに区分整理する。	定額
	3 調査・試験に直接必要な試験費、データのとりまとめ・分析費、資材費、機器等購入費、輸送費、委託料、旅費等のうち、事業の対象として明確に区分ができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表 2 に準ずる費目ごとに区分整理する。	定額

事業の内容	補助対象経費	補助率
2 中継拠点を活用したリレー輸送等の実証 中継拠点を活用し、効率的なリレー輸送等を実現するための機器・設備の導入、中継拠点の運営、家畜専用トレーラー（荷台）の開発・導入、流通モデルの構築のための検討会・調査・試験等の実施	1 コンソーシアムの設立及び運営を行うために直接必要な経費のうち、別表2に該当するものであって、事業の対象として明確に区分ができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表2の費目ごとに区分整理する。	定額
	2 会議等の開催に直接必要な会場借用料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等のうち、事業の対象として明確に区分ができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表2に準ずる費目ごとに区分整理する。	定額
	3 調査・試験に直接必要な試験費、データのとりまとめ・分析費、資材費、機器等購入費、委託料等の経費のうち、事業の対象として明確に区分ができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表2に準ずる費目ごとに区分整理する。	定額
	4 中継拠点に必要な簡易な家畜管理・積換え設備・機器（家畜監視システムを含み、家畜の脱走を	1/2 以内 （ただし、簡易畜舎は

	未然に防止するための外周フェンスにあっては、フェンスと一体的に設ける門扉等を含み、長さや範囲は脱走の防止の観点から必要最小限とする。) の設置、簡易な家畜管理に必要な資材等の備置・保管設備の設置、衛生管理設備・機器の設置、簡易な中継拠点管理設備・機器（仮設型ユニットハウス（原則として、中継拠点の敷地内又は隣接地に設置し、管理舎1棟当たりの規模は、共用部分$8\text{ m}^2 \times \text{管理人等数}$（ただし、$40\text{ m}^2$以内とする）$+10\text{ m}^2 \times \text{管理人等数}$の面積の範囲内のもので、共用部分は事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等数は、中継拠点の利用頭数等事業実施計画からみて必要最小限とする。))を含む。) の設置、中継拠点利用予約等に係るシステムの開発及び導入等に要する経費	29 千円/m^2、簡易堆肥舎は 29 千円/m^2、外周フェンスは 34 千円/m の基準事業費を補助対象の上限とする。)
	5 中継拠点の運営・管理に伴う人件費及び賃金のうち、事業の対象として明確に区分ができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表 2 に準ずる費目ごとに区分整理する。	定額
	6 家畜専用トレーラー（荷台）の開発、導入に要する経費	1/2 以内

別表 2

費目	内容	注意点
人件費	本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当	・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に従うこと。 ・積算根拠となる資料を添付すること。 ・謝金の支払対象者に対して支払うことはできない。
謝金	本事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費	・単価については、事業実施主体の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・謝金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体の業務に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金	本事業を実施するために新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	・単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・契約書等により業務の内容を明らかにし、出勤簿、タイムカード等を整備すること。
旅費	本事業を実施するために必要な旅費で交通費、日当、宿泊費及び諸雑費（事業実施に必要な専門知識を有する者等の招へいに係る移動に要する経費、滞在費等を含む）	・単価については、事業実施主体の旅費支給規則や国・県・市町村の規定によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・旅費単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・出張に当たっての支度金、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用を対象としない。

需用費	本事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、資材費、輸送費、ウェブサイト・システム構築費、車両借上費、文献・資料等購入費、機器等のリース費等の雑費	・インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は除く。
役務費	本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果と成り立たない分析、試験等を専ら行う経費	
賃借料及び使用料	本事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料	・事業実施主体が所有するものを使用する場合を除く。
委託費	本事業の実施に当たり特殊な知識等を必ず必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費	
その他	他の費目に該当しない経費で、本事業を実施するために必要な経費	

(別紙)

家畜遠隔流通体制転換実証事業の問合せ・申請書類提出先一覧

都道府県	問合せ先	提出先
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部 生産支援課 TEL 011-350-7656	〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22 北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課 メールアドレス: rakuchiku_hn@maff.go.jp
青森県・岩手県・ 宮城県・秋田県・ 山形県・福島県	東北農政局生産部畜産課 TEL 022-221-6198	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北農政局生産部畜産課 メールアドレス: tohoku_chikusan_info@maff.go.jp
茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県・ 長野県・静岡県	関東農政局生産部畜産課 TEL 048-740-5318	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 関東農政局生産部畜産課 メールアドレス: tikusan_kanto@maff.go.jp
新潟県・富山県・ 石川県・福井県	北陸農政局生産部畜産課 TEL 076-232-4317	〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 北陸農政局生産部畜産課 メールアドレス: tikusan_hokuriku@maff.go.jp
岐阜県・愛知県・ 三重県	東海農政局生産部畜産課 TEL 052-223-4625	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 東海農政局生産部畜産課 メールアドレス: tokai_chikusan_info@maff.go.jp
滋賀県・京都府・ 大阪府・兵庫県・ 奈良県・和歌山県	近畿農政局生産部畜産課 TEL 075-414-9022	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通 下長者町下ル丁子風呂町 近畿農政局生産部畜産課 メールアドレス: kinki_chikusan_niku@maff.go.jp
鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	中国四国農政局生産部畜産課 TEL 086-224-9412	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 中四国農政局生産部畜産課 メールアドレス: tikusan_ka.chushi@maff.go.jp
福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県	九州農政局生産部畜産課 TEL 096-300-6281	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 九州農政局生産部畜産課 メールアドレス: kyusyu_chikusan@maff.go.jp
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部 生産振興課畜産振興室 TEL 098-866-1653	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 内閣府沖縄総合事務局農林水産部 生産振興課畜産振興室 メールアドレス: okinawa_chikusan.v4f@ogb.cao.go.jp

応募主体名（ ）

申請書類チェックシート

応募事業名	
-------	--

申請者 チェック欄	申 請 書 類	提 出 数	事務局 チェック欄 (※)
☐	申請書類チェックシート（本紙）	1 部	☐
☐	応募申請書（様式 1）	1 部	☐
☐	事業実施体制（様式 2）	1 部	☐
☐	確認項目チェックシート（様式 3）	1 部	☐
☐	事業実施計画書（様式 4）	1 部	☐
☐	事業実施計画書添付資料（様式 4 に記載の 添付資料）	1 部	☐
☐	定款、規約等 （コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの構成員のうち、法人格 を有する者について定款を提出してください。）	1 部	☐
☐	直近の事業（業務）報告書及び計画書 又は直近 2 期の賃借対照表の写し・損益計算書の写し （これらの書面を作成していない場合は、収支の状況を確認すること ができる収支決算書等を提出してください。 また、コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの構成員のうち、 法人格を有する者について、これらの書面を提出してください。）	1 部	☐
☐	事業対象畜種の年間輸送見込み頭羽数が確認できる資料 及び受益者の数が確認できる資料 （受益者とは、応募主体が事業を実施することにより、利益を受ける 又は利益を受ける権利を有する移出入産地における事業対象畜種の 畜産農家のことです。 例：農業協同組合の組合員など）	1 部	☐

- （注） 1. 申請書類について漏れがないかチェックの上、本紙も提出してください。
 2. 本紙は、応募 1 件ごとに 1 枚作成してください。
 3. 事務局チェック欄（※ 1）には記入しないでください。

(様式 1)

年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

〇〇年度家畜遠隔流通体制転換実証事業への応募について

このことについて、家畜遠隔流通体制転換実証事業公募要領第 7 に基づき関係書類を添えて事業実施計画書を提出します。

事業(会計)責任者氏名：

電 話：

F A X：

メールアドレス：

(様式2)

事業実施体制

応募事業名	
-------	--

1 本事業に関わる関係機関・団体等（関係者との事前調整の状況も含めて記入してください。）

2 事業実施体制

3 申請経費

4 その他特記事項

※ 応募主体だけでなく、本事業に関わる関係機関・団体等の情報も含め、整合がとれている内容で記入してください。

(様式3)

家畜遠隔流通体制転換実証事業の確認項目チェックシート

※ 事業実施上、確認が必要な以下の項目について、確認した事項のチェック欄に印を入れ、その確認方法や判断根拠等を具体的に記載してください。

番号	確認項目(該当する場合はチェック欄に印を入れること)	チェック 欄	確認の方法及び判断根拠等	参考:「確認の方法及び判断根拠等」の記入例
1	円滑な事業実施のための人員体制が組まれている。	☐		別添の事業実施体制により、事業の執行・検証・調整等を円滑に実施可能な人員・体制が確保されている。
2	適切に会計処理を行う体制となっている。	☐		事業実施に係る経理などの事務について、会計の処理方法及びその責任者、内部監査の方法が明確に定められており、適切な管理体制及び処理能力を有している。
3	取組の内容が事業の趣旨に合致している。	☐		〇〇を導入する取組により〇〇の効果が見込まれ、事業の趣旨に合致している。
4	事業実施計画の内容が、成果目標に沿っている。	☐		事業実施後、流通体制の転換が確立できる計画となっている。
5	採択要件を全て満たしている。	☐		公募要領に定められた事項及び基準により、採択要件を満たしていることを確認した。
6	過大な事業費となっていない(設備・機器の導入に当たり、事業内容に不要な附帯設備や過剰な設備・機器、奇抜なデザイン等を計画していない)。	☐		機器・設備の基本的な仕様については、〇〇の機器・設備を参考に検討し、必要最低限の事業費となっている。
7	自己資金若しくは他の助成により事業を実施する予定、実施中又は既に終了した事業計画ではない。	☐		自己資金若しくは他の助成により事業を実施する予定、実施中又は既に終了した事業計画ではない。
8	機器・設備の整備・導入に必要とされる法律に定める手続がとられている。	☐		〇〇に関する法律第〇条に掲げる承認を受けている。
9	施設の附帯施設のための整備ではない。また、同種・同能力のものの再整備(いわゆる更新)ではない。	☐		機器・設備の導入を行う計画であり、施設の附帯施設のための整備ではない。また、同種・同能力のものの再整備(いわゆる更新)ではない。
10	事業実施計画の作成に当たって、輸送頭羽数と産地の出荷計画等を勘案し、能力・規模の決定を行っている。	☐		機器・設備の能力・規模の決定においては、〇〇により、輸送頭数や産地の出荷計画を把握し、十分に検討の上決定している。
11	コストの低減を図る観点から、施設の利用を十分推進し、効率的な生産・流通体制の確立に資するよう配慮されている。	☐		〇〇との協議を踏まえ、施設の利用計画が効率的な生産・流通体制に資するよう配慮している。
12	入札又は3社以上から見積もりを取る等により事業費の低減を図っている。また、導入する機器・設備の希望小売価格を確認した。	☐		〇〇により導入する機器・設備の希望小売価格を確認するとともに、入札により導入機器を選定する計画である。
13	設備・機器の導入に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費等が含まれていない。	☐		機器・設備の導入に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費等は含まれていない。
14	コンソーシアムにあっては、事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)が定められており、協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられている。	☐		事業を行う〇〇は、構成員が〇〇、〇〇であり、協議会規約により事務手続等を適正に実施するため体制がとられている。
15	過去、3か年に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しを受けたことはない。	☐		事業を行う〇〇は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しを受けたことはない。 なお、取消しを受けている場合は、改善状況を記載すること。
16	みどりの食料システム戦略に掲げる取組を実践している、または、実践する計画を有している。	☐		事業を行う〇〇は、今後、①受発注データ等デジタル技術の活用による最適な集出荷体制の確立など流通の効率化、②堆肥等の有機資源を活用した施肥体系の確立・取組の拡大、③GHG削減効果の高い飼料の開発・実証等の環境負荷軽減の取組を実践する計画を有している。
17	実証の輸送ルートにおける長距離輸送・広域流通が行われる頭羽数や受益生産者数などを把握しており、直接的に実証の成果が及ぶ範囲を確認できている。	☐		申請書類の〇〇に記載のとおり、移出産地の〇〇県における肉用牛農家は〇〇戸、移入産地の〇〇県における肉用牛農家は〇〇戸であり、本事業の輸送ルートにおける年間輸送頭数は〇〇頭である。

※ 必要に応じて上記確認項目について、農林水産省から資料等を求める場合があります。

(様式 4)

家畜遠隔流通体制転換実証事業

事業実施計画書

事業実施年度 : 令和 年度

事業実施主体 :

事業区分 : ・ 海上・鉄道輸送の活用の実証
 ・ 陸上輸送におけるリレー輸送の実証

(作成注意)

注 1 : 事業区分の欄は、該当するものを円で囲むこと。

注 2 : コンソーシアムの設立前の場合は予定する内容により記載すること。

注 3 : 事業実施計画を変更する場合は、変更前を上段に括弧書きで記載するなど変更点及び変更内容が明らかとなるよう作成すること。

注 4 : 事業実績報告書を作成する場合は、本頁の「実施計画計画書」を「事業実績報告書」、第 4 の「機器・設備の導入計画」を「機器・設備の導入実績」、同じく「事業完了予定年月日」を「事業完了年月日」と書き換えて作成すること。

また、事業実施計画書（地方農政局長等の変更の承認を受けた場合は変更後のもの）から変更がある場合は、計画を上段に括弧書きで記載するなど変更点及び変更内容が明らかとなるよう作成すること。

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名 (コンソーシアム ／組織の名称)	事務局		組織構成／ 資本構成・比率(%)	沿革	代表者・役員の氏名	その他
	組織・所属名	所在地				

注：コンソーシアムの場合、組織構成に、畜産農家等、貨物運送事業者、その他の組織ごとに構成員を全て記載し、コンソーシアム以外の場合は、資本構成・比率を記載すること。

第2 事業実施の方針

事業区分	
------	--

1 事業実施の必要性及び効果

現状及び課題	事業実施の必要性及び導入する機器・設備	事業実施による効果
	(導入する機器・設備)	

注1：複数の事業を実施される場合は、事業ごとに別業で作成すること。

注2：可能な限り定量的なデータを交えつつ、具体的に記載すること。

注3：以下の点に留意すること。

○現状及び課題

・現在の移出入地域、輸送ルート、輸送体制、輸送頭数等の現状や見込み等輸送の特徴を踏まえた分析等を基に記載すること。

○事業実施の必要性及び導入する機器・設備

・現状及び課題と、事業実施の必要性及び導入する機器・設備との因果関係を明確に記載すること。

○事業実施による効果

・導入する機器・設備と事業の効果・設定した成果目標との関連を明確に記載すること。

2 機器・設備を導入する施設の概要

施設の名称	施設の住所	敷地面積（㎡）	用地の取得方法

注：用地の確保が使用収益権による場合は、用地の取得方法欄にその内容及び期間を記載すること。

3 取組の詳細

対象畜種等	（例：肉用子牛、乳用初妊牛など）
-------	------------------

輸送経路・手段等	事業実施前 （○年○月現在）	
	事業実施後	

（例：【○○県A市管内牧場5か所】→（家畜運搬車で陸上輸送）→【○○県B港】→（フェリー ※家畜運搬車ごと車両甲板上に乗船）→【△△県C港】→（家畜運搬車で陸上輸送）→【□□県と畜場】）

取組名	実施時期	実施内容	総事業費 （円）	国庫補助金 （円）	その他 （円）	備考
（例） 海上輸送の活用の実証	（例） 2月下旬、3月中旬の 2回	（例） 輸送時間の調査、輸送時 の温度環境調査、輸送コ スト調査				
（例） 中継拠点を活用したリ レー輸送の実証	（例） 1月～3月	（例） 簡易牛舎及び堆肥舎の整 備、衛生設備の整備、整 備した中継拠点を活用し たリレー輸送の実証				

注1：輸送経路について、地域等は【】内に書き、輸送手段は（）内に記載すること。

注2：実施内容欄には、取組内容を具体的に記載すること。

注3：備考欄には、総事業費欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量等）を詳細に記載すること。なお、備考欄は別葉とすることができる。

注4：事業を委託して実施する場合は、備考欄に委託予定先を記入するとともに、事業費の上段にその委託費の額を〔〕書で記載すること。

注5：仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国庫補助金○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

注6：必要に応じ適宜行を追加すること。

第3 成果目標及び目標年度（実施要領第2第2項の実証のみ）

事業区分	成果目標の 具体的内容	目標年度	備考

注1：実施する事業に係る成果目標及び目標年度を記載すること。

注2：必要に応じて、適宜行を追加して記載すること。

注3：目標年度は、事業完了年度の3年後に設定すること。

注4：成果目標は定量的な目標を記載すること。

第4 機器・設備の導入計画
1 機器・設備の内容及び経費

取組内容	機器・設備の内容 (機器・設備の名称、構造、能力等)		単価 (円)	員数 (台、m、 一式等)	事業費 (円) ①+②+③	負担区分			事業完了 予定年月 日	備考
						国費 (円) ①	補助事業者 (円) ②	その他 (円) ③		
	補助 対象									
		小計			0	0	0	0		
	補助 対象外									
		小計			0	0	0	0		
		小計 A			0	0	0	0		
	補助 対象									
		小計			0	0	0	0		
	補助 対象外									
		小計			0	0	0	0		
		小計 B			0	0	0	0		
	補助 対象									
		小計			0	0	0	0		
	補助 対象外									
		小計			0	0	0	0		
		小計 C			0	0	0	0		
合計 (A+B+C)					0	0	0	0		

注1：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

また、負担区分のその他の具体的な負担者名及び負担者ごとの負担額を記載すること。

注2：合計には、補助対象経費のほか、本事業と同時に実施する国等の事業や自己負担で整備する施設等の経費（工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費等）を含むものとし、これを補助対象外の欄に記載すること。

注3：リースにより機器・設備を導入する場合であって国費以外の負担がある場合は、負担する者の欄に、リース料のうちリース期間中に支払う基本貸付料の総額及びリース期間終了後に所有権を移転する場合はその譲渡額の合算額を記載すること。

2 リースによる機器・設備導入の概要

貸付対象 機器・設備	取得及び設置に必要な経費 (うち国庫補助金) (円)	法定耐用 年数(年)	リース期間 (年)	リース料 (うち基本貸付料) (うち付加貸付料等) (円/年)	貸付対象機器・設備の リース期間終了後の価格 (円)	リース期間終了 後の取扱い	所有権を移転する 場合の譲渡額 (円)	備考

注1：リース事業者を活用する場合のみ記載すること。リース事業者を活用しない場合は「貸付対象機器・設備」の欄に該当なしと記載すること。

注2：リース期間終了後の取扱い欄は、所有権の移転、再リース等と記載すること。

第5 添付資料

(1) 導入する機器・設備の概要が分かる資料
(2) 導入する機器・設備の規模や数量等の決定根拠、本計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できる資料
(3) 中継拠点の位置図、機器・設備を導入する施設の現況図(平面図及び立面図) 及び用地内における建物(施設別)の配置図(本事業により導入する機器・設備の配置が分かるもの)
(4) リース事業者とのリース契約書(案)(リース方式の場合)
(5) 実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った(承認申請中の案件も含む)場合は、当該処分申請に係る資料
(6) 機器・設備を導入する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料(管理運営規程等)
(7) 事業実施後における収支計算書
(8) 賃貸借契約をする場合は契約書の案